



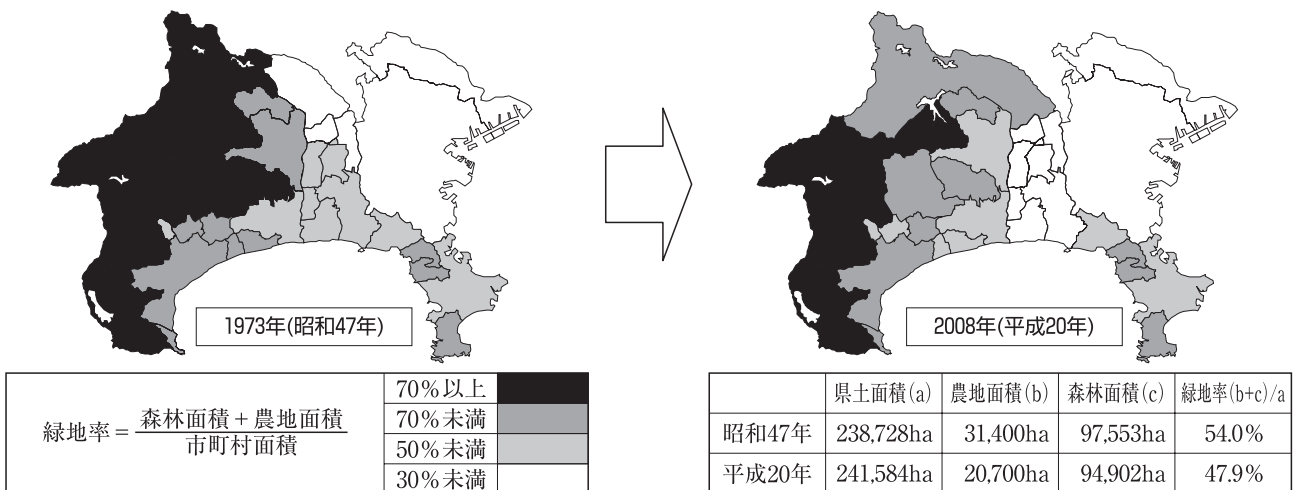
自然環境

1 自然環境の現況と課題

1 みどり

本県は、海、平野、丘陵、山岳等に加え、相模川や酒匂川などの河川や、芦ノ湖などの湖沼といった変化に富んだ地形を有し、多様な自然環境に恵まれています。県西部には箱根や丹沢大山などの多様な表情を持つ豊かなみどりが残っています。しかしながら、首都圏域に位置し、宅地や工業用地等の開発圧力の強い本県では、身近な里山などを中心にみどりの減少が東部地域で著しく、中部地域でもその傾向がみられ、みどりの質的・量的な保全と創造が急務になっています。

▶図2-5-1 みどり（緑地率）の推移

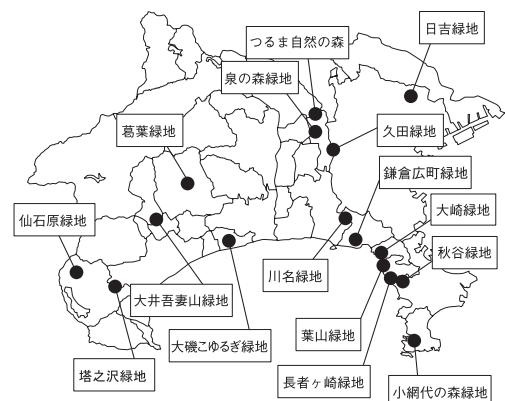


▶表2-5-1 緑地保全制度などによる緑地の状況 (単位：ha) (神奈川みどり計画 平成19年度実績)

緑地の種類		16年度末	19年度末	増減
地域制緑地 ^{*1}	特別緑地保全地区	280	366	86
	生産緑地	1,535	1,498	△ 37
	近郊緑地保全区域	4,632	4,800	168
	近郊緑地特別保全地区	554	554	0
	歴史的風土保存区域	989	989	0
	歴史的風土特別保存地区	574	574	0
	自然公園	55,157	55,138	△ 19
	自然環境保全地域	11,216	11,198	△ 18
	農振農用地区域	11,338	11,269	△ 69
	保安林	51,329	51,645	316
施設緑地	その他法によるもの	7,839	7,877	38
	協定・条例によるもの	5,715	5,977	262
	地域制緑地計 ^①	150,030	150,757	727
	都市公園	4,035	4,309	274
	都市公園以外の公共施設緑地	3,265	3,484	219
	面積小計	3,267	3,390	123
	施設緑地計 ^②	7,300	7,793	493
	トラスト緑地 ^{*2} 等計 ^③	1,180	1,129	△ 51
	①+②+③	158,510	159,679	1,169
	重複減 ^{*3}	48,790	48,870	80
差引後 緑地面積		109,720	110,809	1,089

神奈川みどり計画	現況のみどり率	45.4%	45.9%
----------	---------	-------	-------

▶図2-5-2 主なトラスト緑地



- * 1 地域制緑地：法令や条例に基づき土地利用に制限をかけることによって保全される緑地。
- * 2 トラスト緑地：県がかながわトラストみどり基金を取り崩して、買入れをした緑地や、企業や個人の方から寄贈された緑地、かながわトラストみどり財団が土地所有者と緑地保存契約を結び保全している緑地など。
- * 3 重複減：緑地の種類により重複指定が可能なため、重複分については差し引きしています。

2 丹沢大山の自然環境

1980年代から、本県を代表する自然豊かな地域である丹沢山地でも生態系に大きな異変が起こり始め、広範囲にわたるモミやブナの立ち枯れ、林床植生*とササの後退、ニホンジカの個体数の増加によって、特に稜線部のブナ帯における植生の劣化が目立ち始めました。

県では、平成11年3月に「丹沢大山保全計画」を策定し、自然環境の保全に取り組んできましたが、自然環境の衰退に歯止めをかけるには至りませんでした。そこで、県民、NPO、学識者、企業など多様な主体からなる丹沢大山総合調査実行委員会による調査が平成16年から2か年をかけて実施され、ブナ枯れなどに代表される自然環境の悪化は、人間の様々な営みによる影響が累積的かつ複雑に絡み合っており引き起こされているということが明らかにされました。県では、丹沢大山における諸課題を解決するためには、これまでの保全対策の強化に加え戦略的な自然再生を実行する必要があるとの政策提言を受け、平成19年3月に「丹沢大山保全計画」を「丹沢大山自然再生計画」に改定し、丹沢大山の再生に積極的に取り組んでいます。

また、県民参加による計画の推進を図るため、NPOや学識者、企業など多様な主体からなる「丹沢大山自然再生委員会」が事業の進捗や効果などを点検・評価しています。

*林床植生：森林はさまざまな高さをもった植物の組み合わせによる多層構造ですが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生のことです。

3 野生鳥獣

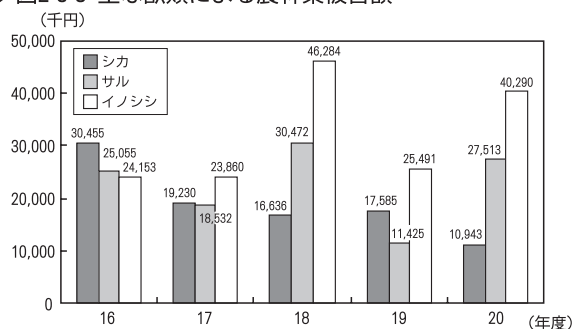
野生鳥獣は、国民共有の財産として保護が求められるものですが、地域によっては農林水産業被害や生活被害を発生させたり、増えすぎたニホンジカによる自然生態系への影響が懸念されるなど、人と野生鳥獣との軋轢が生じています。このような軋轢を軽減・解消し、長期的な観点から当該野生鳥獣の個体群の安定的な保護を図るため、県では平成14年度に、ニホンジカとニホンザルを対象とした保護管理計画を策定し、市町村等と連携して、個体数調整、生息環境整備及び被害防除対策を実施するとともに、生息状況等のモニタリングや事業の効果検証を行っています。さらに平成18年度には同計画を改定して第2次保護管理計画を策定し、ニホンジカについて管理捕獲等を大幅に強化するとともに、ニホンザルについて分裂による被害拡大防止のための捕獲に新たに着手するなどの強化を図っています。

また、もともとは分布していなかった地域に、新たに人為的に持ち込まれた生物を外来生物といいます。一部の外来生物は、自然の中で繁殖・野生化し、もともとその地域にいた在来生物の駆逐や、人にかみつく、農作物を食べ荒らすなどの被害を発生させることがあり、問題となっています。

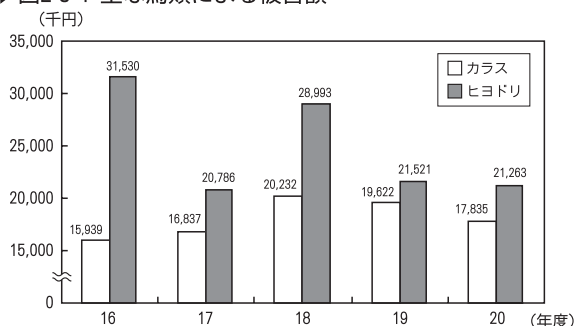
平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、こうした被害の発生するおそれのある外来生物を「特定外来生物」に指定し、輸入や飼養・運搬を厳しく規制し、野外に放すことを例外なく禁止するとともに、既に野生化している特定外来生物は、必要に応じて地域ぐるみの被害対策により計画的に防除することになりました。

なお、県では、特定外来生物に指定されたアライグマについて、農業被害、生活被害が拡大していることから、計画的、総合的に被害対策を実施するため、神奈川県アライグマ防除実施計画を策定し、平成18年4月に国から防除の確認を受けて、県と市町村が防除の主体として、アライグマの計画的な捕獲、被害予防対策等に取り組んでいます。

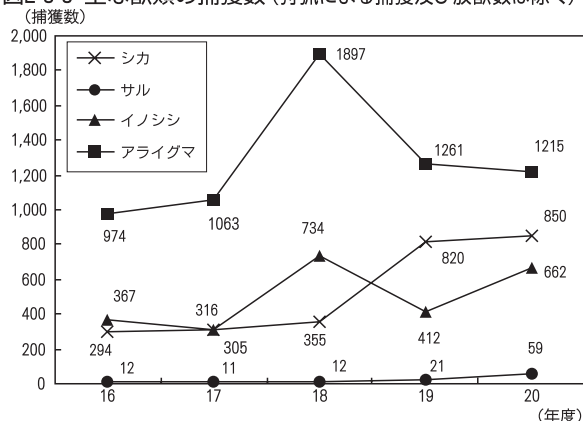
▶図2-5-3 主な獣類による農林業被害額



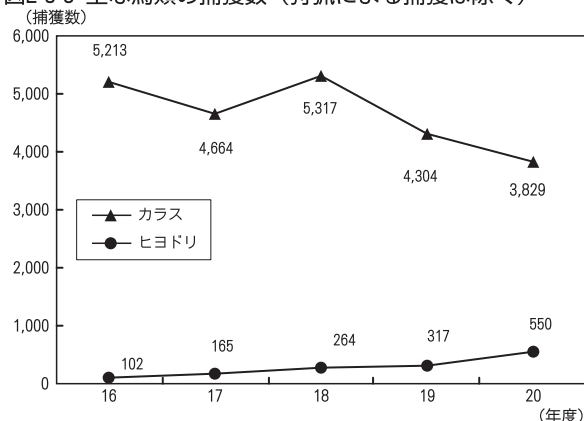
▶図2-5-4 主な鳥類による被害額



▶ 図2-5-5 主な獣類の捕獲数（狩猟による捕獲及び放獣数は除く）



▶ 図2-5-6 主な鳥類の捕獲数（狩猟による捕獲は除く）



4 海・川・湖

沿岸域において、藻場や干潟は、魚を含めた多様な生物の産卵場や生息場所として重要な役割を果たしていますが、埋め立てによりその多くが縮小したり失われてきました。また、産業や生活排水等による汚濁負荷は、依然として水生生物の生息環境に影響をもたらしています。

こうしたことから、近年、自然との共生や生態系に配慮した海域環境の維持、修復の必要性が高まっています。水質の改善はもちろん、今ある藻場や干潟の維持とともに、藻場の造成や人工干潟など生物が住みやすい環境をいかに復元していくかが課題となっています。

内水面については、河川環境の変化や開発等に伴い、メダカやホトケドジョウ、タナゴ類等が減少し、希少魚となっています。ビオトープ、多自然型護岸や魚道の設置など、生物の住みやすい環境を復元することが求められています。

2 自然環境保全に関する県の取組

1 身近なみどりの保全【緑政課、農地課】

神奈川みどり計画の推進

県では、平成18年3月に神奈川みどり計画を策定しました。計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とし、計画の前半が終了する平成22年度に点検と見直しを行うこととしています。

計画では、生物多様性の保全と充実を目指し「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念として、みどりの量とともに質的な確保に取り組むこととしています。

計画を推進するために、みどりの視点から共通の特徴を持った地域として9つの「緑化域」を設定し、それぞれの緑化域で基本方向に沿ったみどりの量の確保や質の向上を推進するとともに、緑化域相互のつながりを強めることや、県域を越えた広域的な水とみどりのネットワークの形成を目指しています。



「神奈川みどり計画 概要版・本編」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/midorikeikaku.html>

都市と里地里山のみどりの保全と活用

県では、生物多様性の確保と良好な自然環境の保全・創出に向けて、みどりの量の確保と質の向上を図り、水とみどりのネットワークの形成に取り組んでいます。

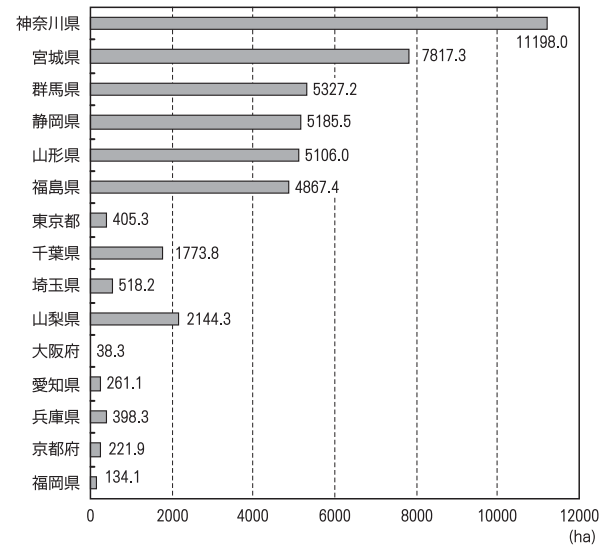
■ 地域制緑地の指定による保全

県では、県内の貴重な緑を守るため、公有地、民有地等の土地の所有の形態にかかわらず、各種法令に基づき一定の区域の土地を風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、自然環境保全地域、自然公園等に指定し、その土地利用を規制することで良好な自然環境等を保全しています。

■ ナショナル・トラスト運動の推進

県では、かながわに残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、かながわトラストみどり基金、(財)かながわトラストみどり財団を中心として、県民・企業・団体・市町村と連携し、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。

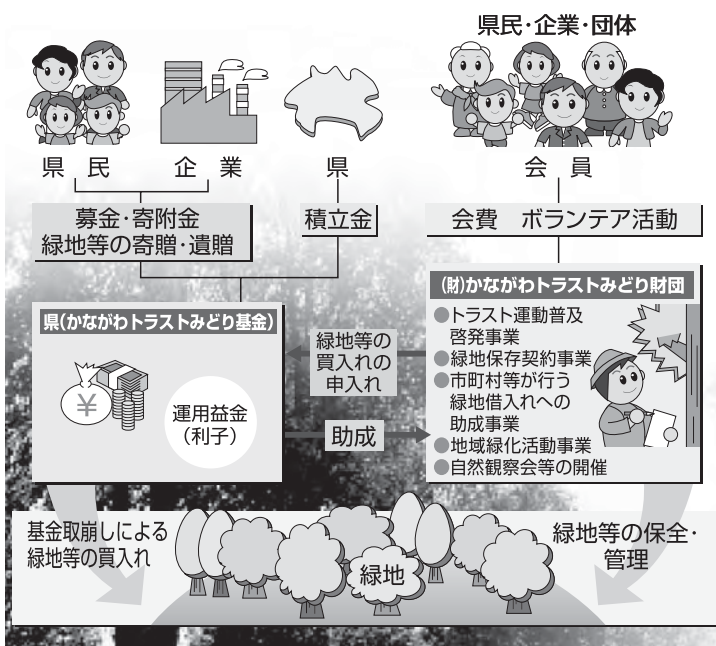
▶ 図2-5-7 主要都府県の自然環境保全地域指定状況(21.3.31現在)



「かながわのナショナル・トラスト運動」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/trust/trust.html>

▶ 図2-5-8 かながわのナショナル・トラスト運動のしくみ



< 出典: 「かながわのナショナル・トラスト」より作成 >

かながわのナショナル・トラスト運動は、都市化の進展により著しく減少したまちのみどりを守るために、(財)かながわトラストみどり財団と、県が設置・管理しているかながわトラストみどり基金とが、車の車輪のごとく一体となって進めており、両者の関係及び事業内容は、図のとおりです。

かながわのナショナル・トラスト運動で保全の対象としている緑地は、

- 1 市街化区域またはそれに隣接する概ね1 km以内にあること
 - 2 面積が概ね1 ha以上であること
 - 3 法律による買上げ制度の適用にならない緑地であること
- の3要件を備えた緑地を対象としています。

県では、平成12年4月から緑化協力金制度を実施しています。この制度は、自動車が二酸化炭素の排出など環境に負荷を与えている一方で、緑がその負荷を緩和している現状を考慮し、自動車利用者に本県の緑地保全施策の推進に協力していただくことを目的に、自動車の運行に不可欠な駐車場に着目し、制度を導入している駐車場の利用者から一定額（20円）を任意の形で寄付してもらう仕組みです。

この緑化協力金はかながわトラストみどり基金への寄付金として積み立て、「かながわのナショナル・トラスト運動」により買入れなければ保全が図れない緑地で、地域住民に親しまれている身近な樹林地の取得費用に充当します。平成15年3月、初めて、大磯町みどり基金と共同で大磯こゆるぎ緑地を買入れました。

■ みどりに関する県民等の自発的活動への支援

（財）かながわトラストみどり財団に登録し、自主的に地域のみどりを守り育てる活動を行っている「みどりの実践団体」へ奨励金を交付し、苗木を配布するほか、ボランティアや自治会などの地域住民が自主的に行う公共的な場所での植樹等に対し苗木の配布を行うなど、県は同財団の事業を通じ県民等のみどりに関する自発的活動を支援します。

■ 里地里山の保全等の促進

里地里山は、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域です。

こうした地域は、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて形づくられており、農林業の生産の場や人々の生活の場として、私たちに多くの恵みをもたらしてきました。

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承のため、土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等が相互に連携・協働し、地域の農林業を尊重しながら継続的に行われる里地里山の保全等の取組を支援しています。

平成20年度は厚木市七沢地区ほか8地区において、里地里山の保全のための組織づくりや計画づくり等を進めるとともに、地域住民が取り組む里地里山の保全等の活動に対し支援しました。また、「かながわ里地里山シンポジウム」や「子ども里地里山体験学校」等の普及啓発を行いました。

こうした取組をさらに進めていくため、里地里山の保全、再生及び活用についての基本理念や県、土地所有者等及び県民の責務、並びにこれを促進するための制度等について定めた「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を施行しました。

平成21年度は、同条例に基づき市町村が実施する調査等や、地域住民が主体となった活動団体が取り組む里地里山の保全等の活動に対し川崎市ほか7市町に支援します。



かながわ里地里山シンポジウム・炭焼き小屋の見学(厚木市七沢)



「かながわの里地里山のホームページ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/koukai/satoyama/top/index.html>

2 丹沢大山の自然再生の推進【緑政課】

■ ブナ林や林床植生等の保全

県では、ブナ林再生対策として、檜洞丸山頂等での大気・気象モニタリングなどブナ林衰退機構の解明のための調査のほか、特別保護地区における土壌流出防止対策や植生保護柵の設置、さらには、NPO等と連携して三ノ塔における県民参加による植樹等を実施しました。

■ ヤマビル対策

県では、ヤマビル対策に向けた科学的知見を得るため、県の試験研究機関を中心に大学や民間の研究機関とも協力して、平成19・20年度の2か年にわたり、「ヤマビル対策共同研究」を実施しました。「ヤマビルの生息状況」や「環境整備による防除効果」、「薬剤散布による防除効果」、「特定地域での対策（茶園、耕作放棄地）」、「家庭等で手に入りやすいものを使用した防除効果」の調査・研究を行い、その結果を踏まえて「有効と考えられる対策」を検討し、それらの内容を平成21年3月に報告書としてとりまとめました。

今後は、研究成果の普及啓発に努めるとともに、地域ぐるみで取り組む環境整備活動を推進するため、ヤマビル被害対策を実施する市町村に対して財政支援を行っていきます。

■ 希少動植物の保全

県では、希少動植物の保全対策として、ツキノワグマやヤシャイノデ等の希少動植物の調査を実施しました。

■ オーバーユース対策

オーバーユース*対策として、県はごみ持ち帰りの呼びかけや清掃活動を行うクリーンキャンペーンを地元市町村、ボランティア等と連携して実施したり、登山客の多い主な山頂部に環境配慮型トイレを整備するなど、ごみやし尿問題に取り組んでいます。

*オーバーユース：利用者の集中による過剰使用のことで、丹沢大山地域ではオーバーユースにより、登山道の損傷、登山道沿いの植生の衰退や沢の水質汚濁等が問題になっています。

■ NPOとの協定による登山道の維持管理

県は、平成20年度にNPO法人与登山道の維持管理補修作業について協定を締結し、県民協働によるきめ細かな登山道の維持管理を行い、自然公園の適正利用を図りました。

3 野生生物の保護【緑政課】

鳥獣保護区

■ 鳥獣保護区

県は、鳥獣やその生息環境を保護する拠点として、鳥獣保護区を指定しています。鳥獣保護区は、その性格により5つの種別に区分して指定しており、この区域での鳥獣の捕獲行為は禁止されます。

また、特に保護が必要と認める地域は、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。この地域での埋め立て、干拓、立木の伐採等には許可が必要であり、現在指定されている特別保護地区は、7箇所4,336ha（H21. 3. 31現在）となっています。

▶表2-5-2 鳥獣保護区の指定状況

H21. 3. 31現在

保護区の種別		区域数	面積(ha)
森林鳥獣生息地の保護区	一定の森林面積ごとに鳥獣保護区を指定することにより森林の全域における鳥獣の生息密度を高めようとするもので、鳥獣の生息密度の高い地区や植生、地形等が鳥獣の生息環境に適している地区に指定	7箇所	2,069.9
大規模生息地の保護区	広域に渡って生態系を保護することにより、タカ科の鳥類や大型獣類等行動範囲が広域にわたる鳥獣をはじめ、当該地域に生息する多彩な鳥獣相を保護しようとするもので、生息する鳥獣の種類が多く、かつ、猛禽類や学術上貴重な鳥獣が生息し、鳥獣の行動圏を区域内に含み、地形が変化に富む地区などに指定	2箇所	28,330.7
集団渡来地の保護区	干潟等に集団で渡来してくる鳥類の保護を図るもので、渡来する鳥類の種類又は個体数の多い干潟、湖沼等に設定するものとされ、採餌または休息のための後背地及び水面を含めて指定	4箇所	3,337.0
希少鳥獣生息地の保護区	環境省及び県のレッドデータブックで、絶滅の恐れのある鳥獣、または、これに準ずる鳥獣として指定されている鳥獣の保護を図るもので、これらの鳥獣の生息地、または、保護上必要な地域に指定	2箇所	282.0
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地において鳥獣の良好な生息地を確保、創出し、豊かな生活環境の形成に資するため、又は自然とのふれあいや鳥獣の観察・保護活動を通じた環境教育の場を確保するために指定	86箇所	9,840.0
合 計		101箇所	43,859.6

■ 猟区

秩序ある管理された狩猟を実現するために、市・町・村が猟区を設定しています。猟区では、入猟者、入猟日、捕獲等について特別な規制を行い、また狩猟をしようとする者から、一定の入猟承認料を徴収しています。現在指定されている猟区は、4箇所12,650ha（H21. 3. 31現在）となっています。

■ 特定猟具使用禁止区域（銃器）

県は、銃器による危険を未然に防止するため、特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定しています。この区域においては銃器を使用する狩猟を禁止しています。現在指定している区域は、76箇所143,588.2ha（H21. 3. 31現在）となっています。また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、酒匂川上流域（69.2ha）を指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域）に指定しています。

有害鳥獣捕獲等の実施

県では、野生鳥獣による農林業被害や生活被害を防止、軽減させるため、対策を講じてもおお被害が防止できない場合には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に基づき、有害鳥獣捕獲等を実施しています。

傷病鳥獣の保護体制の整備

傷病鳥獣の保護については、県民、市町村、関係団体、ボランティア等との連携により県として実施していますが、保護搬送体制の整備、保護施設の充実、一時治療施設の確保等の課題があり、これらの改善に向けNGOからの提案による協働事業を実施するなど一層の県民参加を進める仕組みづくりを行っています。



「神奈川の野生鳥獣と狩猟のページ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/ysi/index.html>

ニホンジカとニホンザルの保護管理

人と野生鳥獣の共存に向け、農林業被害や生活被害の軽減だけではなく、生態系の保全も視野に入れ、地域個体群を長期的な観点から維持するため、第2次ニホンジカ及びニホンザルの保護管理計画に基づき、県では市町村や関係団体と連携して、被害防除対策、生息環境整備、個体数調整を組み合わせ、毎年度実施するモニタリング（継続監視）結果の分析により事業の効果検証を行いながら、保護管理事業を推進しています。

なお、ニホンジカについては、モニタリング結果に基づいて推計生息数を確認しながら個体数調整を実施し、地域個体群の安定的な存続に努めます。

4 多様な生物が生息する水域環境の保全【水産課】

■ 水域環境の把握と保全の推進

県では、赤潮や油汚染による漁業被害の防止と水生生物の保全のため、水産業普及指導員や沿岸漁協の協力により陸上から、また、漁業取締船により海上から監視を行っています。

また、東京湾と相模川河口域において、定期的に水質調査を行い、漁場環境の監視と水質汚濁に関する情報収集に努めています。

内水面については、河川環境の変化や開発等に伴い、メダカやホトケドジョウ、タナゴ類等が減少し、希少魚となっています。これらの魚を増殖し、河川管理者や市民団体と連携して生息地の保全・復元に取り組んでいます。また、環境教育の一環として水辺ビオトープで希少魚を保護する小学校へ指導・協力も行っています。

■ 生息環境の回復・創造の推進

本県の沿岸域では、戦後の高度経済発展に伴う埋立てや水質悪化により、漁場の荒廃が進むとともに、様々な魚介類の産卵場・育成場や水質浄化の場として重要な役割を果たす藻場や干潟が大きく減少しています。県では、アマモ等の藻場の造成を行い、豊かな海を取り戻すための取組を進めています。平成20年度は、横浜市金沢区海の公園など県下7箇所において、漁業・遊漁関係者や市民と連携して沿岸域の環境保全の重要性についての意識の啓発を図りました。また、水産資源の増大と多様な生物が生息する海づくりを目的として、県では、「沈設魚礁」と呼ばれるコンクリートや鉄で作った魚介類のアパートを沿岸域の海底に設置したり、「浮魚礁」と呼ばれる海洋観測機能を併せ持つ大きなブイを沖合域に設置しています。これらの周辺では、地付きの魚や回遊魚など多種多様な魚介類が集まる好漁場が形成されています。平成20年度にはアワビ資源の復活を目指して、横須賀市芦名地先に3,000㎡のアワビ増殖場を造成しました。

5 外来生物対策【緑政課、水産課】

■ アライグマ対策の推進

県内では、特定外来生物に指定されたアライグマが、横須賀・三浦地域を中心に、スイカなどの農作物を食べ荒らす、家屋に侵入して天井裏を糞尿で汚すといった深刻な被害を起こしています。そこで、県では、アライグマ防除実施計画に基づき、市町村、県民、農業者の方などと連携を図り、計画的な防除を進めるとともに、農業実証事業やモニタリング（継続監視）の結果分析により、防除の効果の検証を行っています。

なお、重点対応地域である横須賀・三浦地域において、市町と連携して一斉捕獲を実施するなど、計画的な防除を進めていきます。

▶表2-5-3 アライグマ防除実施計画の概要

防除を行う区域	神奈川県全域
防除を行う期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日
目 標	○最終的な目標：アライグマの全県域からの完全排除 ○当面5年間の目標：①農業等人間生活への被害の軽減・解消、②希少な動植物又は地域生態系における重要な動植物の保護
防除等の内容	○計画的な捕獲 ○農作物残さ等誘引要因の除去、農地・家屋への侵入予防策の実施 ○生息状況、被害状況を把握するためのモニタリングの実施と防除効果の検証 ○アライグマの生態や被害予防策についての普及啓発

■ 外来魚に関する対策

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等は、特定外来生物に指定され、国の許可無く、飼養等（飼育、保管、運搬）することが禁止されています。県では、神奈川県内水面漁業調整規則を改正し、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう）、ブルーギルの移植を制限することで、その拡大防止を図っています。その後、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルについては、神奈川県内水面漁場管理委員会指示により、一部の区域を除き再放流を制限することで、個体数の抑制を図っています。

なお、芦ノ湖においては、オオクチバスは昭和26年から漁業権対象魚種となっており、現在も遊漁等での利用がなされています。

宮ヶ瀬湖内の外来魚は、ダム放水に伴い、中津川・相模川に流出する可能性が高く、河川の生態系にも影響を及ぼすことが懸念されています。また、宮ヶ瀬湖は奥相模湖や津久井湖とも水運用を行っているため、これらの人工湖の生態系にも影響を与えるおそれがあります。

平成20年度は、宮ヶ瀬湖におけるコクチバス等の分布生態調査を実施し、その概要を把握するとともに、駆除方法の検討・技術開発を行いました。